

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会

交流会支援制度（内規）

1 目的

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会員（以下、「同窓会会員」という。）相互が交流・親睦を深め、同窓会活動への積極的な参加を促進するため、本支援制度に係る内規を定め、運用するものとする。

2 定義

「京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 交流会（以下、「交流会」という。）」とは、学部・学科・クラブ・同好会・サークル・ゼミ等の卒業生の集いの会等をいう。

3 対象および条件

支援対象は、申請の代表者を含む5名以上の同窓会会員とする。

支援は、1年度に1回限りとし、重複申請を不可とする。

支援する条件として、申請書、報告書、参加者全員の顔が写った写真（データでも可）、領収書（コピー・写真データでも可）の提出を必須とする。

なお、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会報誌並びに同窓会ホームページ等に、申請書及び報告書記載の団体名、参加者名、全体写真等を掲載することについて参加者全員に同意を得ているものとする。

4 支援金額

支援金額は、同窓会会員1名につき2,000円までとし、25,000円を上限とする。ただし、予算内での支援となるため、予算執行状況によっては、支援申請受付を年度途中で打ち切ることがある。

5 申請・報告手続

交流会開催の1カ月前から開催後2週間までに京都学園大学・京都先端科学大学同窓会事務局（以下、「同窓会事務局」という。）宛に郵送またはメール（但し、いずれの場合も代表者の印を捺印した印影があること）にて支援申請を行うものとする（申請書・報告書の様式は、同窓会ホームページよりダウンロード、印刷のうえ使用）。

同窓会事務局において、申請の受付を行い、申請内容を会長が審査し、支援対象の可否を決定するとともに、その結果を原則メールにて通知するものとする。

申請代表者は、支援を承認された場合、上記同様の方法により、交流会開催後1カ月以内に報告書及び参加者全員の顔が写った写真並びに領収書を同窓会事務局に提出しなければならない。なお、期限内に報告書類の提出がない場合は、支援金支給を取り消す場合がある。

申請書及び報告書は、それぞれの様式に示す各項目について、漏れなく記載するほか、報告書には支援金の振込先口座を必ず記載するものとする。

6 支援金の支給

支援金の支給は、提出された報告書等により支援金額を確定し、1カ月以内に申請代表者が指定する申請代表者名義の金融機関口座への振込によって行う。

7 留意事項

交流会開催にあたっては、同窓会役員が取材で訪れる場合がある。

なりすましの防止や個人情報保護のため、同窓会事務局から電話等による本人確認をする場合がある。

交流会の企画、実施についての責任は、主催者側が負うものとする。(交流会において生じた事故、損害については、同窓会は一切の責任を負わないものとする。)

同窓会の主旨にそぐわない行為が認められた場合は、支援金支給を取り消す場合がある。

年度を跨ぐ申請及び年度を跨ぐ支援金の支給は、これを行わないものとする。